

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」

〔 考 え 方 〕

〔 当 面 の 課 題 〕

〔 そ の 後 の 課 題 〕

○個人所得課税

空洞化の状況を是正し、基幹税としての機能を回復。同時に、経済社会の構造変化への対応。

○ 人的控除の簡素化・集約化
・ 配偶者特別控除
・ 特定扶養控除 等
⇒ 家族に関する控除を3控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除)に簡素化・集約化すべき。

○ 人的控除の基本構造(3控除)の更なる見直し。
○ 高齢者に関する控除、給与・退職金に関する控除等の見直し。
○ 税率構造(最低税率のブラケット幅の縮小等)

○法人税

国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制を基本。構造改革等のため、政策措置は集中・重点化。

○ 21世紀をリードする戦略分野に政策税制を集中・重点化
・ 研究開発税制
・ 設備投資税制

○ 今後の法人税率の水準については、①わが国の租税負担全体の水準、②税体系全体のあり方、③先進国との税率のバランスを踏まえて検討。
○ 非営利法人、多様な事業体に対する課税の見直し等

○消費税

世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保のため極めて重要な税。

○ 中小事業者に対する特例措置の抜本的な改革等
・ 事業者免税点制度
・ 簡易課税制度
・ 申告納付回数
・ 総額表示
⇒ 消費税制度に対する国民の信頼性、制度の透明性の向上

○ 社会保障支出の増大や財政構造改革を展望し、今後、税率を引き上げ、役割を高めていく必要。
○ インボイス制度の検討。

○相続税・贈与税

経済のストック化の進展、社会保障の充実、高齢化の進展に伴う相続による次世代への資産移転の時期のシフト等の状況への対応。

○ 生前贈与を通じた次世代への資産移転の円滑化に資する相続税・贈与税の一体化措置の導入。
○ 相続税の最高税率の引下げ、基礎控除の引下げ等

○法人事業税
(外形標準課税)

税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進。

○ 内容について必要な検討を加え、その意義の更なる周知に努め、早急に導入。

○固定資産税

○ 地価公示価格の7割を目途とした評価水準は、全国的な評価の均衡化・適正化の観点から維持することが適当であり、今後、評価替えの動向、負担水準の状況や市町村財政の状況等を踏まえ、負担の均衡化・適正化を更に一層促進する措置を採る必要。

○土地税制

○ バブル期の対応として課税強化された部分は、既にそれ以前の水準に戻っており、その後の土地に関する構造的な変化の中で、土地政策の見直しとあわせ、地価の推移、土地の譲渡益に対する課税ベースが大きく浸食されている現状をも踏まえ、検討。

○金融・証券税制

○ 金融商品間の中立性や金融分野以外の所得との公平性の確保、更に、制度の簡素化等の検討。
○ 納税者番号制度をはじめとする所得捕捉体制の整備をあわせて検討。

○その他

あ
る
べ
き
税
制
・
税
体
系

経
済
社
会
の
活
性
化